

住宅ストック活用・リフォーム推進事業を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成25年10月1日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅ストック活用・リフォーム推進事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック活用・リフォーム推進事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック活用・リフォーム推進事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

リフォーム事業者に関する技術力・信頼性に係る情報提供の取組により、リフォームの担い手を支援する事業

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。
平成25年10月下旬 ～ 平成26年3月25日

2 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす民間事業者等とする。

- (1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (3) 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (4) 補助対象事業の要件を満たす、インターネットを活用したリフォーム事業者に係る情報提供を行う事業を的確に遂行する技術能力を有すること。

3 補助対象事業の要件

※詳細は説明書に記載する。

4 補助対象に係る留意事項

・採択

- ①事業者情報提供事業者（サイト運営事業者）を採択する。
- ②要件を満たした応募の総数が採択予定数を上回る場合は、提出された提案書等に基づいて書類審査等を行い、評価の高い者を選定する。

5 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成25年10月1日から平成25年10月21日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付。

(ハ) 提案書の提出期限

平成25年10月21日18時00分まで

(ニ) 提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 勝見、奥村
電話 03-5253-8111(内線 39432) FAX 03-5253-1629
電子メール okumura-h2x9@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

6 補助金交付候補者の選定方法

住宅ストック活用・リフォーム推進事業を行う者に対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)(ニ)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。